

## 平成 22 年度「災害復旧技術向上のための講習（新規認定者講習）」のご案内

- 1 主 催 岩手県農村防災・災害対応支援連絡会  
(岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地改良設計協会)
- 2 講習日時 平成 23 年 2 月 15 日(火) 13:00~17:05  
(受付開始 12:30)
- 3 会 場 岩手県土地改良事業団体連合会 3階会議室  
〒020-0866 岩手県盛岡市本宮二丁目 10-1  
TEL 019-631-3203
- 4 受講対象者
  - (1) 農村災害復旧専門技術者新規認定希望者
  - (2) 農村災害復旧専門技術者及び農村災害ボランティア
  - (3) その他農地・農業用施設等の災害復旧事業に携わった経験のある技術者  
「農村災害復旧専門技術者」の認定を受けるためには、災害復旧等に係る一定の経験の他、  
「災害復旧技術向上のための講習」の受講が必須となっています。
- 5 認定審査に必要な経費  
500 円(なお、農村災害復旧専門技術者の認定を受けない方は無料です。)
- 6 講習テキスト 当日会場で配布します。
- 7 カリキュラム(一部変更となる場合があります。)
  - 12:30~13:00 受付
  - 13:05~15:55 災害復旧技術向上のための講習
  - 15:55~16:15 災害復旧事業事例紹介
  - 16:15~16:45 質疑応答、意見交換
  - 16:45~17:05 小論文作成の説明
- 8 講習申込み、問合せ先  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1  
岩手県農林水産部農村建設課水利整備・管理担当 三上  
TEL 019-629-5688(直通)  
FAX 019-629-5694  
または  
〒020-0866 岩手県盛岡市本宮二丁目 10-1  
岩手県土地改良事業団体連合会農村振興部 小野寺  
TEL 019-631-3203  
FAX 019-631-3262

## 9 申込方法

郵送またはFAXで別紙 - 1にてお申し込み下さい。

申込期限：平成23年2月8日(火)(必着)

## 10 会場案内

別紙 - 2「会場までのアクセス」を参照ください。

なお、会場駐車場には限りがありますので、タクシー等のご利用をお願いいたします。

## 11 持ち物 筆記用具

## 12 認定について

(1) 農村災害復旧専門技術者の認定審査の申込みに当たっては、一定の認定条件がありますので、別紙 - 3 参考資料をご覧ください。

(2) 講習会において、小論文作成及び申込書類作成のための説明を行いますので、農村災害復旧専門技術者の認定を希望する方は、必ず受講してください。

(認定に関するお問い合わせ先)

〒102-0093 東京都千代田区平河町2 - 7 - 4 砂防会館別館

全国水土里ネット システム開発部 担当：竹下・石坂

TEL 03-3234-5594(直通)

FAX 03-3234-5670

全国水土里ネットホームページ

<http://www.inakajin.or.jp/> 【水土里ネットの事業紹介/安全安心で快適な農村づくり/防災と災害対応/農村災害復旧情報】

# 「災害復旧技術向上のための講習（新規認定者講習）」 申 込 書

(ふりなが) 氏 名			
生年月日	T・S・H	年	月 日
認定番号 (更新の方のみ記入)	- -	更新受講回数 (更新の方のみ記入)	1回目・2回目 (どちらかに )
勤 務 先	名称 部署		
	〒 住所		
	電話		
連 絡 先 (自宅を連絡先とする 場合は記入のこと)	〒 住所		
	電話		
受講会場	都・道・府・県 会場		
登録都道府県	都・道・府・県		
農業土木技術者継 続教育機構会員番号			
農村災害復旧専門技 術者認定希望の有無	有 ・ 無 どちらかに を付してください。		

## 会場までのアクセス

会場：岩手県土地改良事業団体連合会 3階会議室

住所：岩手県盛岡市本宮二丁目10-1号

TEL：019-631-3203



盛岡駅からタクシーで10分程度(約900円) 距離約1.7km

仙北町駅からタクシーで5分程度(約700円) 距離約1.0km

< 参考資料 >

農村災害復旧専門技術者の認定申請要件

- ( 1 ) 公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が 10 年以上（うち農業農村整備事業にかかると期間が 5 年以上）で、かつ以下のいずれかに該当する者

災害査定官経験者

農地、農業用施設等の災害査定に係る業務（査定<sup>\*1</sup>・随行<sup>\*2</sup>で 3 日以上の業務を 1 回とする）の経験 3 回以上に該当する者

行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当 4 年以上に該当する者

技術士、農業土木技術管理士、R C C M（農業土木）のいずれかの資格を持ち、管理技術者としての農地、農業用施設等に係る災害復旧設計書作成実績 3 件以上に該当する者

- ( 2 ) 上記要件を充たした上で、「災害復旧技術向上のための講習」を受講し、小論文を提出した者

\*1：災害査定に係る業務における「査定」とは、災害査定を行った職員その他、災害査定を受験する側で、中心となって担当した市町村、土地改良区等の職員も含まれる。

\*2：災害査定に係る業務における「随行」とは、査定官、立会官とともに行動する県随行者の他、査定現場において査定期間中、この随行者に同行し、査定官や立会官の指摘事項を踏まえ、事業実施主体である市町村等を指導・助言した県出先機関の職員も災害査定に係る経験を有していると考えられ、これら「同行」も「随行」に含まれる。